

# 相模原市指定下水道工事店のみなさまへ

相模原市指定下水道工事店規則の一部改正により

**令和8年2月11日以降受付分**から  
**責任技術者の届出が不要**になります

～変更点～

- ①責任技術者登録制度（新規登録・更新※）の廃止  
※今年度有効期間満了を迎える方から更新手続きが不要
- ②責任技術者異動届の提出不要
- ③神奈川県内の他営業所との兼務が可能

## 指定工事店異動届の添付書類について

- ・所属する責任技術者に異動がある場合

(旧) 相模原市が発行する排水設備工事責任技術者証の写し（専属する責任技術者全員分）



(新) 神奈川県下水道協会が発行する合格証または修了証の写し（選任する責任技術者全員分）

- ・代表者に異動がある場合

令和8年4月1日以降、法人の場合は代表者の住民票の添付が不要になります。

【問い合わせ先】

下水道料金課 業務班

電話 042-707-1829